平成２２年（フ）第１０５２号
京都府木津川市兜台１丁目１番地１　高の原駅西第２団地３―502号
破産者　高橋　敏雄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６９０号
和歌山県有田郡広川町大字広389番地６、開始決定時の住所和歌山市中之島284番地の５三協アパート３号
破産者　西川喜代美
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第７９号
長崎県大村市鬼橋町781番地６、前住所長崎県大村市松原本町97番地１
破産者　中村都志栄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２０年（フ）第１２８号
栃木県下野市国分寺1016番地、開始決定時の住所栃木県小山市大字喜沢707番地１
破産者　小塙　勝則
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１２８７号
埼玉県比企郡小川町東小川５丁目10番地２、破産開始決定時の住所埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2078番地26
破産者　加藤岡　宏
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８８号
さいたま市南区別所２丁目37番１号　パーク・プラザ浦和別所マンション404号
破産者　小畠　弘敏
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
埼玉県加須市中央１丁目４番９号、開始決定時の住所埼玉県加須市馬内156番地18
破産者　大場　歳樹
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
埼玉県加須市中央１丁目４番９号、開始決定時の住所埼玉県加須市馬内156番地18
破産者　大場　美子
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７１８号
埼玉県桶川市末広３丁目14番29号　サンモール桶川201号
破産者　青戸　克樹
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８０６号
埼玉県日高市大字下大谷沢242番地19
破産者　荒川　誠二
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１８８号
埼玉県川越市的場２丁目10番地16
破産者　森田　忠司
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４６号
埼玉県所沢市大字下富1140番地の９、前住所埼玉県所沢市大字北岩岡350番地の12
破産者　高橋　辰子
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５８号
埼玉県川越市小仙波町４丁目10番地13　ハイツナカムラ202号室
破産者　岸　　昭夫
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４９９号
埼玉県川越市大字的場2831番地12　メゾン霞101号室
破産者　渡辺眞里子
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４４号
東京都世田谷区南烏山６丁目13番22号　アン・ルミエーレ205、開始決定時の住所静岡市駿河区石田１丁目８番５号
破産者　久保田郁子
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４４号
北海道苫小牧市春日町３丁目５番15号　ブリテッシュ喜多Ｂ205
破産者　安藤　麗子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第８３１号
沖縄県うるま市石川東恩納1536番地１、開始決定時の住所盛岡市みたけ６丁目16番53号
破産者　林　　邦枝
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６６号
岩手県釜石市大字平田第２地割51番地24
破産者　齋藤　信男
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３８１号
盛岡市西仙北１丁目37番７―505号
破産者　吉田　幸男
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部